

三河港 輸出入コンテナ助成金制度

平成30年度事業

三河港を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う企業に対し
助成金を交付します。

対象期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

(ただし、予算の限り有)

実施主体：三河港振興会

助成金制度4つのポイント

1

20フィートコンテナ1本(1TEU)あたり
1万円を助成

2

県外貨物及び農産物(輸出のみ)は
5千円加算

3

新規荷主様への助成上限を拡大
最大3年間で150TEU

4

継続荷主様への助成開始

【助成金制度の概要については裏面をご覧ください】

【お問合せ先】 三河港振興会事務局
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172 E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

平成30年度 三河港 輸出入コンテナ助成金制度のご案内

【制度概要】

●助成対象者

定期航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行い、以下のいずれかの条件に該当した場合。ただし、船荷証券(B/L)1件が1コンテナに満たない小口混載貨物は除く。

ア 新規荷主 イ 継続荷主 ウ 上限未達荷主

●用語の定義

用語	定義
定期航路	三河港における外貿定期コンテナ航路及び国際フィーダーコンテナ航路
荷主	国際海上物品輸送法第7条に規定する船荷証券に記載された荷送人及び荷受人であって、国内に事業所を有する者
新規荷主	①新たに定期航路を利用して輸出入を行う荷主。 ②定期航路を利用した輸出入実績のない最終仕向地、最初仕出地と輸出入を行う荷主
継続荷主	定期航路を利用した前年の輸出入実績が100TEU以上で前年実績から10TEU以上取扱いが上回った荷主
上限未達荷主	旧制度を利用し、助成金の交付累計金額が上限に到達していない荷主
旧制度	平成28年度及び平成29年度三河港新規コンテナ輸出入助成金制度
県外貨物	輸出貨物のうち愛知県外においてバンニング(コンテナへの貨物積み込み)または輸入貨物のうち愛知県外においてデバンニング(コンテナからの貨物積み出し)を行う貨物
農産物	財務省貿易統計の輸出統計品目表において第2部第7類及び第8類に分類されるもの

●助成金の額等

※TEU(20フィートコンテナ換算)

助成対象	助成金の額等		
	1TEU 当たりの助成額	加算額※2	上限※3
新規荷主	10,000円	5,000円	50TEU/年度
継続荷主※1	10,000円	5,000円	50TEU/年度
上限未達荷主	10,000円	5,000円	旧制度による交付実績と合わせて50TEU

※1 前年実績を10TEU以上上回った場合に、上回った貨物量のみを対象とする。

※2 県外貨物の場合または農産物(輸出のみ)の場合。

※3 1荷主あたり1年度50TEUを上限とする。

●申請書提出期限

荷主区分	提出書類	提出期限
新規荷主 上限未達荷主	申請書(様式第1号)、その他 会長が必要と認める書類	輸出入を行った月の翌月末
継続荷主	事業計画内訳書、申請書、 その他会長が必要と認める書類	事業計画内訳書：平成30年7月31日 申請書：平成31年1月31日

【お問合せ先】

三河港振興会事務局

豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F

TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172 E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp